



平成 27 年 6 月 29 日

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・新・国際優良日本株ファンド（愛称：厳選投資）」約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご投資いただいております「スパークス・新・国際優良日本株ファンド（愛称：厳選投資、以下、「当ファンド」といいます。）」につきまして、下記の通り信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

(1) 変更実施日 平成 27 年 6 月 27 日

(2) 変更内容（詳細は下記《信託約款 新旧対照表》をご参照下さい。）

- ① 投資信託及び投資法人に関する法律等の改正に伴い運用の基本方針の条項を変更
- ② 信託期間の変更（10 年延長）

《信託約款 新旧対照表》

| 新 | 旧 | ご説明 |
|---|---|---|
| 2. 運用方法 (1)～(2) 略 (3) 投資制限 ①～⑧ 略 ⑨ <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の 35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u> | 2. 運用方法 (1)～(2) 略 (3) 投資制限 ①～⑧ 略 (新 設) | 当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、厳選した少数の投資銘柄に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、純資産総額に対して 10% を超えて集中投資することが想定されます。そこで、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 3「信用リスク集中回避のための投資制限の例外」第 1 項第 3 号を適用して 35%を上限として運用を行う特化型の運用を行います。 |
| (信託期間) 第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 3 月 27 日までとします。 以下、略 | (信託期間) 第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 30 年 3 月 27 日までとします。 以下、略 | 当ファンドは平成 30 年 3 月 27 日に満期償還の予定でしたが、引き続き投資機会をご提供することが受益者の皆様の利益に資するものと考え、信託期間を 10 年延長することと致しました。 |

※なお、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

以上

| |
|--|
| 本件に関するお問い合わせ先 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 リテール BD マーケティング室 電話番号：03-6711-9170 受付時間：9：00～17：00（12/31～1/3、土日祝日、振替休日を除く） |
|--|